

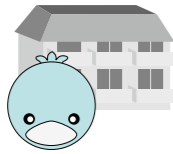


【参考：税率の改定による影響額について】

ひとり世帯

本人	70歳
年金所得	1,000,000円
固定資産税	40,000円

※公的年金の特例のため、15万円を控除して軽減判定されます。



改定前

所得割	42,700円
資産割	8,000円
均等割	21,600円 2割軽減
平等割	9,600円 2割軽減
税額	81,900円



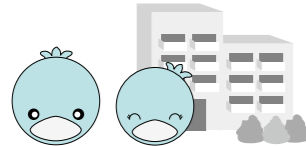
改定後

所得割	43,800円
資産割	4,000円
均等割	25,600円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	78,200円

(改定後)78,200円－(改定前)81,900円＝△3,700円 **3,700円減額**

夫婦2人世帯

夫60歳 妻60歳	
給与所得	
夫	1,180,000円
妻	50,000円
固定資産税	71,000円



改定前

所得割	65,900円
資産割	14,200円
均等割	57,600円 2割軽減
平等割	9,600円 2割軽減
税額	147,300円



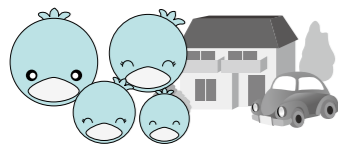
改定後

所得割	68,200円
資産割	7,100円
均等割	67,200円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	147,300円

(改定後)147,300円－(改定前)147,300円＝0円 **増減なし**

家族4人世帯

夫41歳 妻41歳	
子15歳・9歳	
事業所得	
夫	3,000,000円
妻	0円
固定資産税	80,000円



改定前

所得割	226,100円
資産割	16,000円
均等割	126,000円 軽減なし
平等割	12,000円 軽減なし
税額	380,100円



改定後

所得割	233,700円
資産割	8,000円
均等割	148,000円 軽減なし
平等割	6,000円 軽減なし
税額	395,700円

(改定後)395,700円－(改定前)380,100円＝15,600円 **15,600円増額**

国民健康保険に加入するとき、やめるときには14日以内に届出が必要です。

【届出ができるかた】 本人もしくは同一世帯のかた

※別世帯のかたによる届出の場合、委任状が必要です。

【届出に必要なもの(共通)】 窓口に来るかたの本人確認ができる書類

◎加入の届出が遅れると…

国保税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

◎やめる届出が遅れると…

国保税と健康保険料の二重払いとなります。また、保険証が手元にあるため、うっかり使って診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

問合せ＝国保税について 総務税務課 住民税係 ☎76-5131
資格について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366



国民健康保険税に関するお知らせ

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療を受けるための制度で、皆さんが納める国民健康保険税(国保税)と国・県からの補助金などで支えられています。

広報2月号でもお知らせしたとおり、令和3年4月に賦課方式の変更に向けた段階的な税率の改定を行いました。

国保税は、加入者1人ひとりの前年所得に応じて計算され、7月以降、世帯主宛てに納税通知書が送付されます。

税率の改定により前年の**総所得金額等***がほぼ変わらない場合でも、税額が増減する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



※**総所得金額等**とは

給与所得、年金所得、営業所得、農業所得など住民税の課税対象となる所得の合計額です。退職金や失業保険、障害年金、遺族年金などの非課税所得は含みません。

【令和3年度からの新税率】

		医療分 賦課限度額63万円		後期高齢者支援分 賦課限度額19万円		介護納付金分 ^{※1} 賦課限度額17万円	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して ^{※2}	5.6%	5.7%	1.9%	2.0%	1.3%	1.4%
資産割	固定資産税に対して	20.0%	10.0%	—	—	—	—
均等割	加入者1人当たり	18,000円	22,000円	9,000円	10,000円	9,000円	10,000円
平等割	1世帯当たり	12,000円	6,000円	—	—	—	—

※1 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

※2 所得割の算出は、基礎控除として所得から43万円を控除します。

【国保税の軽減制度について】

●**低所得世帯に対する軽減**

世帯の所得額が次の基準以下に該当する場合は、均等割、平等割の額が軽減されます。申請する必要はありませんが、所得の申告をしていないと軽減が適用されません。

軽減割合	軽減の基準 前年の世帯総所得金額など(世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者 [※] の所得の合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度(後期)に移行されたかたのうち、後期に加入した後も継続して同一世帯に属するかたです。

●**失業者に対する軽減**

会社の倒産・解雇などの理由で離職した場合は、国保税が軽減される制度があります。詳しくは、住民保険課 保険年金係までお問い合わせください。